

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 22年 11月 日見直)

法令名	家畜取引法
根拠条項	第3条
許認可等の種類	家畜市場の登録
法令の定め	家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている 登録の申請者が次に該当するとき、又は市場業務規定が家畜取引法の規定に違反するときは、知事は登録をしてはならない。 (1) 過去に登録が取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの (2) 家畜商法の規定違反により免許が取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの (3) 禁固以上の刑に処せられた者又は家畜取引法、家畜商法、家畜伝染病予防法の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの (4) 法人で、当該業務を執行する役員のうち上記(1)～(3)に該当する者があるもの (5) 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者
標準処理期間	総期間 13日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 13日・丹 (総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 22年 11月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第9条第1項		
許認可等の種類	家畜市場の登録証の書換交付		
法令の定め	市場開設者は、家畜市場登録簿登載事項に変更があったときは、都道府県知事に変更があった事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあった事項が登録証の記載事項に該当する場合にあっては、その書換交付を申請しなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総期間	13日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	13日・丹	(総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)		
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準は、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である。		

畜産9

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 22年 11月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第9条第2項		
許認可等の種類	家畜市場の登録証の再交付		
法令の定め	登録証を滅失し、又は汚損した者は、都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総期間	13日	丹 (注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	13日	丹 (各総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 審査基準は、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である。		

畜産10

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第15条		
許認可等の種類	せり売又は入札以外での家畜売買の許可		
法令の定め	<p>家畜市場において行う家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならない。</p> <p>ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不相当と認められる場合であって、開設者が都道府県知事の許可を受けて業務規程をもって定めた場合においては、この限りではない。</p>		
審査基準			
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	<p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)</p> <p>処分の事例がなく、今後も処分を行うことが見込まれないため、審査基準及び標準処理期間は設定しない。</p>		

畜産 1 1

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第19条第1項		
許認可等の種類	市場再編整備地域の指定		
法令の定め	都道府県知事は、家畜が生産される地域であって、その区域内に開設されている地域家畜市場の数がその区域内における家畜の生産状況及び取引状況からみて過当であり、その区域における畜産の振興を図るためにはこれらの再編整備を図ることが必要であると認められる一定の区域を、市場開設者からの申請に基づいて、市場再編整備地域として指定することができる。		
審査基準	法令の定めに尽くされている { 市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込みが確実であると認められること。 }		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課		(電話番号：011-204-5440)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 本申請については当面ないと見込まれるため、標準処理期間は設定しない。		
	畜産12		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第22条第1項		
許認可等の種類	市場再編整備計画の変更の承認		
法令の定め	市場再編整備計画に基づいて再編整備を行う地域家畜市場の開設者は、その市場再編整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔 変更後の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定の目的に照らして必要かつ適当であり、かつ、その再編整備の目標を達成する見込みが確実であると認められること。 〕		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課		(電話番号：011-204-5440)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/:index.html) 本申請については当面ないと見込まれるため、標準処理期間は設定しない。		
	畜産13		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜取引法		
根拠条項	第26条第1項		
許認可等の種類	市場再編整備地域内への移転許可		
法令の定め	地域家畜市場の開設者は、市場再編整備地域の区域内にその地域家畜市場の位置を移転しようとするときは、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔当該地域の市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するために、支障がないと認められること。〕		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	(農政部生産振興局畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)		
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 現在、市場再編整備地域の指定地域がなく、本申請については当面ないと見込まれるため、標準処理期間は設定しない。		

畜産14

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜取引法
根拠条項	第27条の2第1項
許認可等の種類	家畜市場の開場日等における市場外取引の許可
法令の定め	家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行ってはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りではない。
審査基準	
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html) 処分の事例がなく、今後も処分を行うことが見込まれないため、審査基準及び標準処理期間を設定しない。 <div style="text-align: right;">畜産15</div>